

令和4年度 第1回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年4月20日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第1回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和4年4月20日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（教育総務課・指導室）
- 2 令和3年度青梅市立小・中学校卒業式および令和4年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室）
- 3 令和4年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）
- 4 令和4年度青梅市教育委員会主催研修会・委員会等日程一覧について（指導室）
- 5 青梅市立美術館の館内整理、設備修繕および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館について（文化課）
- 6 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 令和3年度後期後援名義承認結果について（教育総務課）
 - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）
- 7 青梅市教育法務相談員設置要綱の制定について（教育総務課）

協議事項（再掲）

- 1 令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（学務課）
- 2 令和5年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について（学務課）
- 3 青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（学校給食センター）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稻 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋

出席説明員	教 育 部 長	布 田 信 好
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時33分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和4年度第1回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、大野委員を指名いたします。

【委員（大野）】 はい、わかりました。

【教育長（橋本）】 よろしく願いいたします。

次に、令和4年2月16日開催の令和3年度第14回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。令和3年度第14回臨時会の会議録につきましては、ご承認をいただきました。

次に、令和4年3月18日開催の令和3年度第15回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項1につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行いたいと思います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

【委員（大野）】 2つ申し上げます。

私は、青梅の児童・生徒たちのためにはどうしたらいいのかという視点で教育委員会に参加させていただいております。教育委員会の席上でわからないことがあったまま過ぎてしまいますと、児童・生徒たちや市民に責任を負えませんので、教育委員として疑問点は遠慮なく事務局に質問することを心がけています。事務局も異動があり、大変ご迷惑かと思いますが、そういう点ではぜひ私の趣旨を酌んでご答弁いただけたらありがたいと思います。

また、外の者だからこそ見えることがあるので、私たち教育委員4人は、新たなことを思いつき

ではなく日頃から思っていることで提案をするかもしれません。皆さんが計画的に進めている中にそういうふうな提案が入ってきますと、仕事の運営上、負担が増えるかと思えますけれども、ぜひ一緒にチームとなって青梅の児童・生徒たちのために働くということで、そこはご容赦いただければと思います。

2点目ですが、コロナ禍となり、丸2年過ぎたわけですがけれども、児童・生徒への影響が様々な面で心配されております。一方、コロナ禍がきっかけで学びについて新たな可能性も論じられています。その功罪について、私の体験を踏まえましてご紹介したいと思います。

まず、給食を児童・生徒たちが黙食で、黙って前を向いて食べています。学校訪問等でその光景を見るたびに私は心が痛むのです。私も学校の教員をやっていたときは、児童・生徒たちをグループにして、日々違うグループに入って、おしゃべりをしながら給食を食べていました。児童・生徒たちは、給食の時間を通して同級生のこともよくわかるし、ずいぶん楽しんでいたと思います。そういうことを今の児童・生徒たちはできないというのが、大変気の毒に思います。早くコロナ禍が治まって、児童・生徒たちが学校の楽しみの一つとして給食を和気あいあいと食べられるようになってほしいなと願っています。

次に、私は学校の教員を目指す学生の指導をしているのですが、東京都の英語の教員を目指している大学4年生が来ています。その子は大変英語のできる子で、TOEICの点数も900点を越えています。これまでの英語の勉強歴について確認しましたら、一時期オンライン英会話を受けていただけで、海外に行ったことがなく、留学したこともないとのことでした。コロナ禍によるオンライン授業で自宅にいることが多いわけですが、そのなかで洋画を繰り返し見たとのこと。今はインターネットで配信されている映画は、英語や日本語の字幕を自由に表示することができるし、音声も日本語や英語を自由に選べます。その子は同じ映画を音声と字幕を英語にして繰り返し見たそうです。英語が上手になったのは、それによるものだと思います。昔、入れ替わりがない映画館で、英語の達人は同じ映画を一日中見た。そういう人は大勢います。

これからは自宅からオンラインでやろうと思うと、いろいろなきっかけがあるのではないかと思います。デジタル化ということについて大変楽しみなところもあります。逆の面で、読売新聞でもデジタル教科書の限界などについて特集記事が出ています。そういう面もありますけど、新たなものがコロナ禍で生まれてきたということで大いに活用していけたらなと感じています。

以上です。

【委員（稲葉）】 今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

3点あります。1点目は、吉野家の屋根改築工事ですが、青梅街道をよく通りますので、立派に仕上がっていく様子がよく見えます。遠目ですが、職人さんが本当に楽しそうに作業をされている様子が伝わってきて、いい改築工事ができているなという印象を受けています。

2点目は、大野委員がおっしゃったように、読売新聞でデジタル教科書のことが特集されていましたが、自宅で必要外のところを見る以外に、授業中でも見ているという記事が載っていました。そのところ、青梅市の小・中学校での先生方の把握はどうなっているのかなというのが少し心配

になりました。長けている子は本当に上手に使いますので、その辺のモラルとかマナーというのを児童・生徒たちに話をして、学ぶところをしっかりと学ぶための、話しかけや言葉がけが必要だなと思っております。

3点目に、給食費の件です。2月・3月分の請求が3月にどさっとくる。そうすると、子ども3人抱えているところは非常な出費になる。一応準備はしているけれど、3月・4月は進学準備もしないといけないので、とても苦しい家庭があるよという噂を聞きました。その辺、何ともならないのはわかるのだけど、こういう家庭もあるということを教育委員会に届けてほしいというお話が保護者からありましたのでお伝えいたします。コロナ禍でどんどん仕事が減っているパートさんとか、非正規のお母さんたちが仕事をなくしていますので、教育委員会としてもできるだけバックアップできるような仕組みができればいいなと思っております。

以上です。

【委員（百合）】 今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

私は3月27日に、あきる野市のきららホールで行われた泉中学校の吹奏楽部の定期演奏会へ行ってきました。前の週に蔓延防止等重点措置が解除されたので、入場者に制限がなく、たくさんの方が見にこられていて、去年に比べるととても大盛況でよかったですと思います。やっぱり生演奏を聴くというのはいいなと感じました。演奏している生徒も、人に見られている、聴いてもらえているということで、とても楽しそうに演奏していました。

最後に顧問の先生から、年々児童・生徒が減っている中で、部員を確保することがとても難しくなっているというお話がありました。ほかの学校は5・6人の小さい吹奏楽部もあるのですけれども、結構な人数を抱えている泉中学校では、楽器を担当する生徒が極端に減ることへの心配な点がいろいろあるそうです。いかに部員を確保するかということを先生は考えていらっしゃるって、今回は小学生を定期演奏会に招いて、演奏を聴いてもらって、ぜひ吹奏楽部にどうぞという形をとられていました。第六中学校のように、少ない人数でも立派な成績をおさめている学校もあるのですが、先生方の努力で、小さい部でも大きい部でも子どもたちの力が十分に発揮できるような環境にしてあげてほしいなと思いました。

以上です。

【委員（杉本）】 今年もよろしくお願いいたします。

私も昨年12月の途中から着任して、まだ3カ月余りですので、右も左もよくわからないところがあります。皆様のご指導のほど、引き続きよろしくお願いいたします。

活動報告としましては、3月ですけれど、19日に郷土博物館と美術館両方を訪問させていただきました。この後、美術館のことが報告事項の中に出てくるのですが、やはり照明が古くなってしまっているのがものすごく気になります。統廃合のこともありましたけど、それ以前にもう少し、郷土博物館も美術館も照明設備がかわるだけで全然見え方が変わってくるのではないかなと思います。この後、いろいろご質問があると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それから、3月20日に吉野家住宅の葺き替え工事を見せていただきまして、大変勉強になりました。

した。茅葺きについても通り一遍のことしか知らなかったものが、深く質問をさせていただいて、大変学びが多かったので、これはやはり児童・生徒に必ずとっていいくらい見ていただければなというふうに思った次第です。

この3カ月間を見ていて、学校だよりとか給食センターからとか、いろいろなプリントが送られてくるのですが、これをペーパーレスにできないのかなど。ものすごい量が毎月のように溜まってしまう。ペーパーレスの方向にいただけると、整理もしやすいし、見やすいし、いつでも見することもできますし。そういうような工夫をしていただけたらなど。この3カ月見ていて、もっとデジタル化の前にやることがあるのではないかなということを感じました。

以上です。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

私からもご報告申し上げます。先ほどご紹介させていただきました職員の人事異動がございましたが、令和4年度も教育委員会事務局一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

大野委員からもコロナについてのお話がありました。確かにコロナを逆手にとれるような部分というのは、うまく利用していきたいと思います。また、卒業式、入学式にも出席することができなくて、本当に寂しかったですけれども。それと、修学旅行に結果的に最後まで行けなかった多くの生徒がおります。そのような状況もあり、卒業アルバムの作製をいまだに取り組んでいるという状況でございますが、こういったことは忘れずに後々伝えていかなければいけないのかなというふうには考えております。

それから、先般、26市の教育長会がございました。その中で一つ印象的だったのは、学校の先生が足りないということで、八王子市などでは担任がいなくて、昇任した副校長先生が学級担任も兼務しているというような状況だということでした。都教委からも、その辺のところは十分反省している、極力充足していくように努力していくというようなことで、話をいただいたところでございます。

また、4月15日には、校長会・副校長会がございました。新体制になっての学校運営、それから社会教育関係でも各種団体の総会が対面で行われるようになってまいりました。少しずつコロナも、落ち着いてきているのかなという気がいたします。気持ちを新たに組みんでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

それでは次に事務局ですけれども、教育総務課長から順に現況報告などについて説明をお願いいたします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課から1点、令和5年度までの計画で順次実施しております小・中学校のトイレ改修工事に伴う洋式化率についてご報告申し上げます。令和3年度末までに予定の第二小学校を除く25校中、小学校10校、中学校7校、計17校で工事を完了しております。残りが小学校5校、中学校3校の計8校になります。平成29年度末の小・中学校の洋式化

率が、小学校が40.6%、中学校が29.7%、合計で36.8%という状況でありました。令和3年度末の洋式化率は小学校67.9%、中学校61.7%、合計65.7%で、平成29年度末と比較して小学校は27.3%増、中学校は32%増、合計28.9%の増となっております。今のところ工事が完了する令和5年度末の見込みは、小学校79.6%、中学校73.2%、合計77.3%となる予定となっております。

残りの学校についても引き続き工事を進めて、児童・生徒の教育環境の改善に努めていきたいと考えております。

今後、冷房化率についてもご報告したいと思います。

本日は以上でございます。

【学務課長（山田）】 学務課からは1点ご報告申し上げます。

保健衛生関係でございます。先週から各学校において本年度の児童・生徒の健康診断を開始いたしました。本年度も新型コロナウイルス感染症対策とあわせた実施となっております。現場の養護教諭の先生を中心に担任の先生方一丸となって順調に進めていただいております。6月末までの実施予定となっておりますので、引き続き遺漏なく進めていきたいと考えてございます。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（押原）】 指導室からは、校長会についてご報告申し上げます。

先程、教育長のお話にもございましたように、15日に校長会・副校長会を開催いたしました。校長・副校長には、今年度もガイドラインにもとづいた教育活動の実施ということで、新型コロナウイルス感染症対策の継続をお願いいたしました。

2つ目に、サービス事故防止について依頼をいたしました。昨年度、交通事故、体罰、個人情報の紛失等、サービス事故が例年に比べて多く発生してございましたことから、今年度は事故防止策の徹底をお願いしております。

3点目に、いじめ防止対策についてです。いじめに関しましては、各学校において組織的に対応すること。また年間計画を作成し、より組織的・計画的に対策をとっていくよう依頼をしました。

最後に、人材育成、OJTの推進ということで、管理職候補者の育成、上級職・主任教諭等の発掘・育成について依頼をしたところでございます。

以上でございます。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 私からは2点ご報告申し上げます。

まず、市内の小・中学校の新型コロナウイルスの感染者、陽性者につきましては、1学期が始まって本日正午現在で合計70名となっております。小学校が48名、中学校が22名です。感染経路は家庭内感染が36件、経路不明が34件ということで、経路不明がだいぶ増えているという状況でございます。

次に、令和4年度版いじめ対応マニュアルについてですが、現在改訂を行っておりまして、今後、製本、各学校へ配付となっております。

以上でございます。

【学校給食センター所長（中村）】 私からは2点ご報告をさせていただきます。

給食の開始ですけれども、4月7日を初日としまして4月11日までに全校がスタートし、順調に給食を提供できているところでございます。

もう1点でございますけれども、根ヶ布の新共同調理場建て替えについては、今年度から設計に入り、作業を進めていくところでございますけれども、せんだって4月9日に新しい根ヶ布の自治会役員等にご挨拶をさせていただいて、地域の方、周辺住民の方の声も聞きながらしっかり進めていきたいというお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

【社会教育課長（遠藤）】 前回、3月の教育委員会で、市民映画会『インサイド・ヘッド』の応募状況が悪いということで委員の皆様にご案内させていただいたのですが、稲葉委員からお声がけをさせていただいた方から応募がありました。大変ありがとうございました。前回、稲葉委員からもお話がありましたが、思春期のお子さんの頭の中のことという内容で、私も鑑賞させていただきました、大変いい映画でした。

前回、応募方法が往復ハガキのみで、電子申請も導入したらどうかとご指摘がありましたが、6月に映画会を予定しておりまして、その際は電子申請でも応募できる形で実施したいと思います。社会教育課からは以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課からは1点ご報告いたします。

3月19日～21日の3日間で、旧吉野家住宅の工事見学会を開催いたしました。ご参加いただいた教育委員の皆さま、ありがとうございました。また、稲葉委員からもお話がありまして、工事も順調に進んでおりまして、当初10月末の工事完了予定でしたけれども、それよりも早く終わる予定であります。この工事が完了した後、完成見学会のようなことをしたいと考えております。

また、工事中の映像を記録したものを作製しておりますので、それを活用して、見学に来られなかった方や小・中学校への教材等にも活用したいと考えております。

また、3日間の見学会につきましては、後ほど報告事項で触れさせていただきますが、延べ83名の参加がございました。

以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。

【美術担当主幹（田島）】 美術館では、4月からの展覧会が始まりまして、本日の定例会終了後、委員の皆さまをご案内させていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

【教育長（橋本）】 各課から報告をしていただきました。報告事項につきまして、各委員の方から何かございますか。

【委員（稲葉）】 社会教育課の6月映画会で応募方法の電子申請を導入するというので、すごくお母さんたちに宣伝しやすいです。頑張ってくださいましてありがとうございました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

2 令和3年度青梅市立小・中学校卒業式および令和4年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項について、それぞれ説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項2、令和3年度青梅市立小・中学校卒業式および令和4年度青梅市立小・中学校入学の実施状況について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、報告資料2、令和3年度青梅市立小・中学校卒業の実施結果についてをご覧ください。

令和4年3月24日に小学校、18日に中学校、19日に東小・中学校におきまして、令和3年度小・中学校卒業式が行われました。小学校17校、中学校11校で、記載のとおり、国旗につきましては式場・式場外ともに掲揚されております。資料右側の備考欄にお示ししましたように、国歌については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、起立の上、歌唱入り音源を会場内に流すよう、東京都教育委員会より都立学校宛てに指示があったことから、本市においても都立学校に準じて同様の対応を行ったところであります。第三中学校におきましては、式の途中で音源の故障により急遽ピアノ伴奏により対応いたしました。この件につきましても、東京都教育委員会に報告済みであります。

続いて裏面をご覧ください。令和4年度市立小・中学校入学の実施結果でございます。小学校では令和4年4月6日に、中学校では同年4月7日に入学式が行われました。なお、東小・中学校は実施しておりません。小学校は16校、中学校は10校、記載のとおり国旗は式場・式場外に掲揚されました。国歌については起立の上、卒業式と同様の対応がとられております。

以上、適正に実施されましたので、ご報告させていただきます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

3 令和4年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項3、令和4年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、報告資料3、令和4年度青梅市立小・中学校教育課程概要について報告いたします。

各学期の始業式、終業式の実施については、記載のとおりでございます。1学期の終業式、2学期および3学期の始業式の日程にばらつきがあります。このことにつきましては、各学校長の経営方針によって事前に認めたものとなっております。

次に、学校行事についてです。運動会・体育祭の開催については、1学期に実施されるのが

小・中学校合わせて8校、2学期が小・中学校合わせて20校となっております。実施方法については、各校が感染対策を講じた上で運動会の形式を変え、小学校では午前中に終了させるなどの工夫改善をしながら実施するものでございます。

本年度の教育委員の視察の実施につきましては、検討中でありますので、あらためてご連絡させていただきます。

都内の感染者数が高止まりの傾向にあることから、引き続き感染対策を講じた上で学校教育活動を実施していくとともに、感染者数が急増した場合等については安全を第一に考え、変更することも考えられます。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 中学校の年間授業日数のところですが、第一中学校が210、霞台中学校が203、この7の授業日数の差というのはずいぶん大きいと思うのです。その辺も学校長裁量のところで大丈夫ということでしょうか。

【指導室長（拝原）】 授業日数につきましては、今ご指摘いただいたとおりでございます。詳しく授業時数について調べてみたところ、各学校とも標準の授業時数は十分に到達しておりましたので、学習指導要領の内容については達成できるものと考えております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

4 令和4年度青梅市聞教育委員会主催研修会・委員会等日程一覧について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項4、令和4年度青梅市教育委員会主催研修会・委員会等日程一覧について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 続きまして、報告資料4をご覧ください。令和4年度指導室行事予定表、教育委員会主催研修会・委員会日程一覧でございます。

この中には、教育委員会定例会や学校訪問等の日程につきましても記載してございますので、後ほどご確認いただき、またご参加についてもよろしくお願いいたします。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

またお気づきの点がありましたら、後ほどでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

5 青梅市立美術館の館内整理、設備修繕および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館について（文化課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、青梅市立美術館の館内整理、設備修繕および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料5、青梅市立美術館の館内整理、設備修繕および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館についてご覧ください。

初めに、1箇所訂正をさせていただきます。3の臨時休館の日程および業務内容の上から2つ目、館内整理および設備修繕と所蔵作品写真原版作製の日程ですが、6月1日の木曜日からとなっておりますが、正しくは水曜日となります。この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

それでは、資料の内容の説明をさせていただきます。

1の理由につきましては、記載のとおり、館内整理、設備修繕、所蔵作品写真原版作製および次の展覧会開催にかかる展示替えのため、次のとおり臨時休館とするものでございます。

2の臨時休館の期間につきましては、令和4年5月30日から令和4年9月16日までとするものでございます。

3の臨時休館の日程および業務内容につきましては、それぞれの期間中に行う主な業務を記載しております。

5月29日まで実施しております特別展の終了後、作品の撤去を5月30日から31日にかけて行います。

次に、6月1日から9月6日まで館内整理および設備修繕と所蔵作品写真原版作製を行います。

また近年、館内空調設備の経年劣化に伴いまして、夏の猛暑時に気温が上昇し、夜間も気温があまり下がらない日が続いていることで、空調設備に負荷がかかり故障が頻発していることから、昨年度から、空調設備の更新ができるまでの間、夏の時期の開館を控えまして、その間、開館中に行えない館内整理や設備修繕、所蔵作品の写真撮影などを行うものでございます。

次に、9月7日から15日までの業務としましては、17日から開催いたします特別展「ふる里の心を描き続けて55年 原田泰治の世界展」の開催に向けた準備や展示作業などを行います。

最後に、4の休館日の周知方法につきましては、市の広報やホームページなどによる広報周知をはじめ、観光案内所やかんぼの宿などへの案内を行います。

説明は以上となります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 この休館のことではないのですが、この資料を見てあらためてもう一度教えていただきたいと質問します。

「所蔵作品写真原版作製 130点分（予定）」とありますね。以前、美術館の作品をオンライン美術館みたいな形でできないかということで質問して、結論としては難しいということだったのですが、せっかく所蔵している貴重な作品を、なかなか美術館に来られないような方とか、青梅から離れた方にも見ていただけるように、一部でもいいので青梅市の美術館の作品をオンラインで出せたらいいと思うのですが、やはり難しいものなのでしょうか。

【美術担当主幹（田島）】 基本的に当館の持っているのは近代美術で、著作権が切れている作品が少ないのが現状です。オンライン美術館は、カラー写真が伴うという前提だと思います。ですから、オンライン美術館は、東京国立博物館のようなほぼすべての作品が著作権なしというようなところ

できないというのが現状です。

また、著作権のことを申し上げましたけれども、著作権者を調べるというだけでも大変です。なぜなら、国も著作権台帳をもうつくってないからです。更新が10年以上されていません。例えば東京芸術大学等でも卒業生の住所とか、著作権料を払いたいから教えてくれといっても、個人情報保護の観点から絶対に教えてくれません。権利処理というのは非常に大変になってきています。

以上です。

【委員（大野）】 本当に素人の考えですけど、青梅市の美術館に行ってみたいなって思ってもらえるようにするということから、無理なのでしょうか。例えば立派な絵があって、その本当に小さな写真を掲載するのも著作権に引っかかるのですかね。インターネット上で、高精細なものを閲覧するのでなくて、せめて青梅市の美術館へ行ってみたいと思わせる作品を掲載するのも、著作権で引っかかるのですか。

【美術担当主幹（田島）】 年間計画やチラシ等も、すべて著作権処理をしている状態で作成しています。名刺サイズだからいいとか、高精細じゃないからいいとかはありません。

近現代美術を扱っているところというのは、オンラインができるのではないかとおっしゃる方が多いのですが、実際は権利的な問題から難しいのが現状です。

もし、所蔵作家のなかで許可して下さる方がいらっしゃったとしても、今の市立美術館のホームページは、市ホームページの一部になっているので、一般の人が美術館のホームページへアクセスしづらく、また更新作業や運用が難しい課題があります。例えば私立の美術館で独立したホームページなりデータベースを完備しているようなところだったら可能ですけれども、市立美術館に関していえば、収蔵品のデータベースでさえ構築できていません。

この現状の中で、優先順位が高いのは、館内の収蔵品のデータベースをつくる方だと考えております。それがないと、オンラインでの公開も検索も何もできません。そのために、夏休みに写真原版をとるという作業をするという段階です。

以上です。

【委員（大野）】 郷土博物館の収蔵品はいかがでしょうか。展示してなくて倉庫に入っているものを含めて、市民の方に見ていただくことはできると思うのですよね。オンライン郷土資料館ということで。すぐにすべてを公開することは無理かもしれないけど、それらは著作権の問題はないと思います。せっかく持っているものですから、死蔵してしまってもったいない。多くの人に見てもらえるような工夫を、これからしていく必要があると思うのです。

以上です。

【文化課長（北村）】 現在、郷土博物館の収蔵品につきましては、収蔵品管理システムを導入しております。一部ではございますけれども、収蔵品をインターネットでご覧になれるようにはなっております。スマートフォンのアプリで閲覧できるようにすることについて、準備を進めているところです。使いやすい収蔵品管理システムにしていきたいと考えております。

【教育長（橋本）】 青梅市のPRにつながるので、美術館、博物館を含め所蔵作品、収蔵品を市民

だけでなく対外にPRするために、何か工夫をというご提案だと思います。担当としても様々な角度から研究をお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【委員（杉本）】 将来的には、美術館独自のホームページというのはお考えなのですか。

【文化課長（北村）】 現在、美術館独自のホームページについて検討はしておりません。市のインターネット環境であったり、費用的な部分もありますので、博物館であったり、それぞれの公共施設というところでの議論になるのかと考えています。

【委員（杉本）】 例えば、今検索しても、練馬区立美術館とかすぐに出ますよね。区内とか市内の小さな美術館でもホームページはすぐに検索できるようになっています。担当主幹がおっしゃるように、今データベースができてない状態で早急につくるのは難しいというお話でしたけれど、徐々にそういうものを将来的にはなるべく近いところで持っていただかないと、検索しても出てこないとか、青梅市のホームページを経由しないとアクセスできないではなくて、直接青梅市立美術館で検索して出てきて、著作権が問題にならない作品だけでもアップするとか、そういう方法を持っていただただけで変わってくるのではないかと。近代作品だけではなくて、著作権が切れているような作品も収蔵されていると思いますので、徐々に進めていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

6 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和3年度後期後援名義承認結果について（教育総務課）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前にお目通しをいただいております。この際、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員（百合）】 報告資料6の社会教育委員会議の定例会会議録ですが、成人式のことと成人を祝う会のことが載っています。本当だったら成人式が一回で終わるといいのですけれども、またこのような成人を祝う会があったときは、もう少し早めのお知らせがあると、子どもたちも都合がついて参加できるのではないかなと思いました。せっかく齋藤先生のいいお話を聴ける機会だったのに、参加者が少なくて、先生にも申しわけないし、もし次回そういうことがあったら、早めに動いていただければいいなと思いました。

【社会教育課長（遠藤）】 百合委員のおっしゃるとおり、講師の選考で時間がかかり周知が遅れてしまいました。

それから、成人式が中止になった時点で、仲間内で集まって自分たちで一回区切りをつけてしまったというような話もありました。本人達はそれで区切りをつけているから成人を祝う会には参加しないという意見もあつたりしましたので、その辺も今後の研究課題かなと思っています。

【委員（百合）】 聴きにいらっしゃった保護者の方、何人か知り合いがいたのですけれども、保護者も聴けてよかったと言っていました。子どもだけではなく親も勉強になりましたということでした。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

7 青梅市教育法務相談員設置要綱の制定について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項7、青梅市教育法務相談員設置要綱の制定について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、報告事項7、青梅市教育法務相談員設置要綱の制定についての概要の説明をさせていただきます。

この要綱制定につきましては、4月12日の経営会議において、市長部局の総務部より協議事項として提出されまして、ご承認をいただいております。また、同じ内容につきましては、4月15日開催の校長会・副校長会でも報告をさせていただいております。

それでは、資料7をご覧ください。

1、制定の理由ですが、青梅市立学校におけるいじめ問題をはじめとしまして、教育行政において法的解釈を必要とする諸問題に対応するため、青梅市教育法務相談員を設置いたします。

2、制定の内容ですが、身分等につきましては非常勤特別職、教育委員の皆様と同様の身分となります。また、弁護士の資格を持つ方になります。

（2）の職務ですが、アからエまで記載がございますが、学校におきまして法的解釈を必要とする問題があった場合には、それに対応するための指導、助言や各種会議への出席、そのほか研修等の講師もお願いする予定になっております。

（3）の任期になりますが、実際には来週25日からご出勤いただきまして、2年間の任期としてございます。その後の更新も可になっております。

（4）の従事形態になりますが、週3日勤務、時間は午前9時から夕方午後5時までとなります。具体的な勤務日につきましては、ご本人とも協議の上、これから決めることになってございます。また、テレワークとか、緊急時には勤務日を問わず電話やメール等で相談することもできるようにしています。

裏面の（5）から（8）につきましては、記載のとおりになっております。

3、実施期日は、令和4年4月12日となっております。

資料の2枚目、3枚目につきましては、要綱の本文となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

今お話しさせていただきました教育法務相談員の設置につきましては、本日の教育委員会定例会終了後、市議会へも情報提供として報告いたします。また、明日の21日にはプレス発表および各学校への周知を予定しておりますので、それまでの間、情報の取り扱いにはご配慮賜りますようお願いをいたします。

また、ご就任いただく弁護士についてですが、過去に都内の自治体でも法務担当課長を歴任されておりまして、自治体法務、教育法務にも精通しております。

具体的な勤務日や相談方法などにつきましては、後日ご本人とも詳細を調整し、決まり次第、各学校に、その方法を周知する予定です。

各学校において、教材費の未納や保護者対応、近隣住民対応など多くの法的解釈を必要とする問題があると聞いておりますので、委嘱後には積極的に活用していただくよう、校長会・副校長会でもお願いをしたところでございます。

大変雑駁でございますが、青梅市教育法務相談員設置要綱の制定についての報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 いじめの問題が発生したときの相談員という理解でいいのでしょうか。発生しないのが一番いいので、できれば予防というところにもご尽力いただければいいと思うのですが、その予防がひとつもここには入っていないので、記載した方がいいのかなと思います。児童・生徒に対しても、あるいは教員に対しても、家庭に対しても予防教育の相談、あるいは講座とか研修というふうなお話を聴けると、ずいぶん変わってくるかなと思うのです。発生してからの対応だけでは、それはどうなのかなと思っています。

【教育総務課長（芥川）】 稲葉委員のおっしゃるとおり、直接要綱には予防という言葉は入ってございませんが、実情としましては、その辺も含めて対応いただけるものというふうに考えております。

【委員（稲葉）】 もう一点です。この相談ですけど、学校の教員が相談しにいいものなのか。いじめの特別な専門なので、一般のご家庭から相談にいいものなのか。誰がこの相談員に相談して問題解決ができるのかというところを知りたいのですけれど。

【教育総務課長（芥川）】 基本的には、各学校から校長先生を通して相談することを想定しております。教員の個々の相談に都度対応するかどうかはこれから、相談員と調整して決めていきたいと思っておりますが、窓口にご家庭から来て直接相談を受けるということは想定していないところでは。

【委員（稲葉）】 想定していない理由は何でしょうか。

【教育部長（布田）】 いじめの問題に関しましては、第一に学校で対処すべきものと考えております。その中で、先生が判断に迷ったもの、法的解釈が必要になったものについて相談員に相談す

るようなシステムをまずは構築したいと考えております。必ず保護者や当事者とは面会しないとか、会わないということではなくて、状況によってはそういった場面も出てくるのかなというふうに考えております。

【委員（百合）】 この相談員は学校側の相談員になるということですか。いじめられている生徒とか家庭の方の相談員ではないということですか。どちら側の相談員になるのですかね。

【教育部長（布田）】 あくまでも、教育委員会を守るために雇った相談員ではございません。いじめ問題に関しましては、当事者同士がおりますので、その言い分によってその法的な解釈はどうか、いじめられた方の言い分に対して法的解釈はどうだとか、教員が判断できないような場合に相談をするようなものと考えております。あくまでも教育委員会を守るための相談員ではございません。

【委員（杉本）】 それでは、例えば一般の父兄の方とか、いじめられている児童・生徒たちにも少し窓口を開いていただくようなことは考えられるのですか。今、教育委員会のものとしては考えていないというお話だったので、教員側の弁護だけをするのでなくて、当事者の意見も聴く窓口をつくっていただけるのかどうか。

【教育部長（布田）】 先生方が聴取した中で判断ができないもの、判断に迷うものについては相談をしていただければと思っています。その中で、どうしても立ち会っていただきたいとか、事情聴取していただきたいということがあれば、その状況に応じてそれは可能だと考えております。

【委員（稲葉）】 当事者の保護者は、気軽に相談できる場所がないですね。できれば、本当に芽のうちから対応すれば重篤には至らないと思うので、最初のスタートは学校に相談することであつたとしても、やっぱり親が気軽に、ここへ来れば自分の子どもの現状を相談できる場の設定というのは大事だと思うので、法務相談員にすごく期待しているのです。杉本委員がおっしゃったように、児童・生徒も保護者も誰もが相談できるような場所であってほしいと思うのですが、その辺の展開の仕方というのは、まだまだ準備段階で難しいのでしょうか。

【教育部長（布田）】 そうですね、先ほども申し上げたのですが、いじめの問題につきましては学校が第一、教職員等の信頼関係が第一だと思っています。それを飛び越えていきなり弁護士に相談というのはいかがなものかというところもあつたところではございます。

昨年度、いじめ防止条例を改正いたしまして、今までは重大と判断しなければ教育委員会に報告義務がなかったところですが、相談を受けたものに関してはすべて、重大と判断しなくても相談を受けたというだけで教育委員会の方に報告しなければならないという、風通しをよくした形にしておりますので、この辺のところを検証しながら今後進めていきたいと考えております。

【委員（杉本）】 よくテレビで、教育委員会の人たちが一列になって、いじめ問題ですいませんでしたと謝っている光景がやたら多いのですよね。いろいろな弁護士の方が関わっていてさえそういうことが起こっているというのは、やっぱりそこに問題があるのではないかといつも思うのです。教育委員会とか職員を守る側の弁護士はいても、保護者側に立ってくれるような弁護士がいない。市の税金で弁護士を雇うからには、住民に向いている顔も持ってないと、これは不公平なのではな

いか。いじめられている子というのは、教員にも相談したり、いろいろなところに相談しても治らないから、いじめが深刻化しているのもあって、その相談を受けてくれる場として教育法務相談があるのかなと思ったら、これも教員を守るみたいな方向に行ってしまうと、また一列になって謝らなきゃいけないということが必ず起こってくると思うのです。ですから、少しでも風通しのいい、父兄の方とかいじめられている被害者の方のための窓口を持っていただかないと、何の役にも立たない。法律的に問題ありませんという言い訳をつくるためにお金を払っているという状況になってしまうのではないかと危惧しています。

保護者にも窓口を開けていただければ全然違うし、それを広報に載せるだけでも全然違ってくると思います。保護者にも顔が向いているような組織づくり、こういう形態をつくっていただけたらいいかなと感じました。

【委員（大野）】 私は他の委員さんと意見が違います。

いじめは心理的な面もあったり、法律の問題だけではないですよ。弁護士というともう法律の専門家ですから。市民が、法律で相談するということを初めから想定して、いじめ問題を弁護士に相談する体制をつくるというのは、少し違うのではないのでしょうか。むしろ、学校や教育相談所などの教育という方向からいじめの相談をしていく中で、法的な解釈はどうだろうということがあって、親が請求した場合には、学校なり教育相談所などからぜひ弁護士さんにとということで行った方がいいと思うのです。初めから法律論だけの議論になるのを心配します。

【教育長（橋本）】 いろいろなお意見、ありがとうございます。委員さんのご意見はよく理解できます。我々も、そういった議論をしてきました。その中で、稲葉委員から質問がありましたけれども、いじめが起こってからということでは一切ございません。早期予防として、学校が初期段階でも判断に迷ったことについての相談も受けて、適切なアドバイスをして、それでいい方に進めていただくために相談員を委嘱すると思っております。ですから、学校からの相談は、管理職が中心になるかとは思いますが、場合によっては連絡する先生が学校の意思として相談してくるものというふうに思っております。そんな中で、この教育法務相談員が適切にアドバイスを適時できることによって、とにかく大事にならないうちに何とかしたいというふうに思っているところでございます。

直接の保護者からの相談というのも一番議論になったところですがけれども、現実的にそこまでのことが現在では受け切れないところもあるだろうというようなところもございます。それはもう課題として十分承知してございますので、少しこの体制で運営をさせていただいて、またいろいろな課題を見て、教育委員の皆さんからもあらためてご意見をいただくなど、そういったことをしながら、ただすべきところがあればそういうふうにしていきたいと、今現在では思っております。

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

教育長報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項に移ります。

初めに、協議事項1を議題といたします。令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、協議資料1をご覧ください。令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領についてご説明いたします。

通常の検定教科書の採択につきましては、原則として採択後4年間は同一の教科書を採択することとなっております、小学校におきましては令和2年度から令和5年度まで、中学校におきましては令和3年度から令和6年度まで同一の教科書を使用することとなります。しかし、小・中学校の特別支援学級で使用する教科書につきましては、教科により当該学年用の通常の教科書を使用することが適当でないときは、学校教育法第9条、同法施行規則第139条の規定によりまして、教科書として一般図書を使用することができとなっております。また、学校教育法附則第9条の規定にもとづき、一般図書につきましては例外として毎年採択することができるものでございます。したがって、令和5年度に知的固定学級で使用する教科書について一般図書を採択する必要があるかどうか、また必要な場合の一般図書の選定について、本年度検討を行うものでございます。

資料の1、目的は、先ほどご説明したとおりでございます。

2、採択の基本方針につきまして、記載のとおりでございます。

3、採択の時期でございますが、教科書の採択につきましては、補足資料に記載していますように、令和4年8月31日までにを行うこととなっております。

4、採択のための組織および運営につきまして、(1)として、特別支援学級の教科書採択を公正かつ適正に行うため、青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会を設置するものでございます。

以下、(2)から裏面の(9)までにつきましては記載のとおりでございます。

5、実施時期については、令和4年4月20日から実施し、同年9月1日に廃止するものでございます。

よろしくご協議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について、は承認されました。

2 令和5年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について （学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項2を議題といたします。令和5年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、協議資料2をご覧ください。令和5年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討についてでございます。

令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領にもとづき、次のとおり青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書検討委員会の意見を求めるものです。

1、検討事項につきましては、令和5年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の採択についてです。

2、理由としましては、令和4年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領にもとづき、教科用図書の採択について意見を求めるものです。

3、報告時期は、令和4年8月3日まででございます。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 教科用図書検討委員会に意見を求めるというのは、教育委員会で諮問をし、答申を受けるのですか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 協議資料1の補足資料にございますように、教育委員会から検討依頼をいたしまして、検討委員会で内容について、委員長、副委員長、委員、指導主事2名等で検討いたしまして、その報告をいただくようになっております。

【委員（大野）】 質問の意図は、検討委員会に依頼するに当たって、諮問をするのか、それともただの依頼文という形で出すのですかという質問です。

【教育長（橋本）】 諮問・答申というような手続があるのかどうか。

【委員（大野）】 これまでの3年間の中で見ても、小・中学校の教科書の選定については諮問をして答申を受けていますね。そういう形をとるのですかということですか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 再度確認いたしまして、ご報告させていただければと思います。よろしく申し上げます。

【委員（大野）】 実は昨年などを見ても、諮問について、教育委員会の席上で検討していないのですけれども。なぜ私がそれを聞いたかという、以前、教科書に限らず何か教育委員会として諮問を出す場合は、教育委員会のこの席上で事前に議決をすることにしようということになったかと思えます。以前はそういうことをしないで、諮問を出す場合でも教育委員会の議決を経ていませんでした。ですので、去年までのものを見ても載ってないと思えます。もう一度よく確認していただいて、諮問をして答申を受けているという形だったら、教育委員会の席で検討して議決を経るという形をとるようにお願いしたいのです。別に教科書選定だけじゃない、すべての諮問についてで

す。

【学務課長（山田）】 こちらの採択につきましては、諮問・答申という形ではなくて、検討委員会に意見を求めまして、報告された意見をもとに教育委員会にお諮りして、そこで最終的な決定をいただくという流れでございます。

【委員（大野）】 わかりました。

【教育長（橋本）】 ただいまの説明のとおりの流れとなります。また、お諮りするということでございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和5年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の見直しについて、は承認されました。

3 青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、協議資料3によりまして、青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定についてをご説明申し上げます。

まず、本要綱制定の理由でございますが、青梅市新学校給食センター整備事業にかかる基本設計および実施設計を委託する業者の選定を、プロポーザル方式により厳正かつ公正に行うため、必要な事項を定めようとするものでございます。

なお、プロポーザル方式とは、業者の実績、どういったものをつくるといったような企画提案のご提出をいただきまして、その能力、資質等を評価させていただいて、契約相手を選定する方式でございます。学校給食センターという施設の特異性、専門性を考慮いたしまして、プロポーザル方式による選定という方式を選択したところでございます。

それでは、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきたいと思います。青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱によりご説明させていただきます。

まず、1の設置でございます。青梅市新学校給食センター整備事業にかかる基本および実施設計委託を発注するにあたって、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会を設置するものでございます。

2の委員会の所掌事項では、2つでございます。（1）プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領等の作成に関する事。（2）技術提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関する

ること、であります。

3の組織でございます。委員会は8人で構成いたします。教育部長を委員長、総務部施設担当部長を副委員長といたしまして、委員はこのほか財政課長、施設課長、防災課長、教育総務課長、学務課長および学校給食センター所長、としてございます。

4の委員長の職務、5は会議について規定をしております。

6の報告でございますが、委員長は、委員会の検討経過および結果をまとめまして、青梅市長に報告をいたします。

7の庶務、裏面にいきまして8のその他を規定してございます。

最後に実施期日でございますが、この要綱は令和4年5月2日から実施し、第6項の規定にもとづく委員会の検討結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する、というものでございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。

ご協議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 委員に防災課長が入っていますね。これは、福生市の給食センターのように、防災の方向から避難所への炊き出しとか、そういう機能も考えた仕様となっているということでしょうか。それを踏まえて防災課長も入ってもらっているのでしょうか。

【学校給食センター所長（中村）】 今、大野委員からご指摘がありました福生防災食育センターですが、基本は防災機能施設ということで、国から横田防衛の補助をもらって防災と、給食センターとしても運用しているというところでございます。

青梅市についてはそこまでの機能は想定してございません。1点目が崖に面したレッドゾーンに接しているということがございます。あの土地の一部がレッドゾーン、その周りにはイエローゾーンもあるわけですが、そういった防災面で災害時においても影響のないような給食センターをつくっていくには、こういった角度でこういった構造にしていくのがいいのかと、そういった防災面がまず1点。

2点目としましては、やはり日頃から100トンの水を用意し、災害時における炊き出しを行う等、そういったことがどこまでできるかというところはまだ決まってはございませんが、令和元年度にご承認をいただいた施設整備基本計画の中においても、防災時において炊き出し機能なども一部考慮に入れた設備として整備していくといった方針を定めてございます。あの土地の中でどこまでできるのか、その辺も含めて、技術提案をもらいながら判断をしていきたいということで、防災課長も入れさせていただいているところでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市新学校給食センター基本および実

施設設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（教育総務課・指導室）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

[退 席]

[公開]

【教育長（橋本）】 これより、会議を公開といたします。

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件につきましてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【学務課長（山田）】 机上に配付させていただいております「子どもIT未来塾」の関係で説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、公益財団法人佐藤財団、青梅市教育委員会と羽村市教育委員会で主催するプログラミング講座でございます。ITに興味を持ち、学校の授業以上に知識を高めたいと希望する小学5年生から中学2年生の15名を対象に、指導者に大学教授やゲームプログラマーの方々を迎えて実施する、本格的なプログラミングを学べる講座となっております。

期間は6月から10月まで、全部で10回。会場は青梅市役所と羽村市産業福祉センターでの実施を予定してございます。

説明につきましては以上となります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ほかにありますか。

【文化課長（北村）】 それでは、お手元に配付しております吉川英治記念館と郷土博物館の展覧会のチラシをご覧ください。

まず初めに、吉川英治記念館春季展示「生誕130年 吉川英治の初期作品」でございます。本展覧会は、4月9日より6月26日まで開催しております。今年は吉川英治先生が生まれて130年という記念の年になっております。本展示では吉川英治先生のデビューしたころの大正時代の終わりから昭和の初めごろまでの作品を中心に展示しております。会期中には、大型連休を挟みまして五月人形展も開催する予定でございます。

次に、郷土博物館企画展「青梅の林業と筏流し」をご覧ください。青梅の林業につきましては、江戸時代から、江戸の都市開発のために青梅の材木が使用され、またその材木を多摩川で筏流しにして送ったという歴史がございます。

今回の展覧会の中では、裏面に主な展示資料等を掲載しておりますが、4月16日から7月3日までの会期で開催をしております。

今回、この展覧会には、青梅第七小学校の児童が今年の夏休みに手作りで作成した竹の筏で多摩川を下った内容を動画にしたものが、昨年、「美しい多摩川フォーラム」でも入選されたということで、その映像をお借りして展示室内でも放映をしております。

本年度4月から団体見学等の受け入れも、人数制限を設けながら再開しております。ぜひ展覧会の方もご覧いただけたらと思います。

文化課からは以上です。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、今後の日程について教育総務課長からご説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、机上の資料、今後の日程をご覧ください。

本日ですが、この教育委員会終了後、教育施設訪問、市立美術館で栗原一郎展の鑑賞等がございます。引き続きよろしくお願いたします。

続きまして、東京都教育施策連絡協議会ですが、オンデマンド配信による視聴となっておりますので、配信期間が4月22日（金）午後3時から5月31日（火）午後5時までということで、内容については記載のとおりですので、ご都合のつく時間にご視聴いただければと思います。

続きまして、5月6日（金）第2回教育委員会定例会。午後1時30分から、こちらの教育委員会会議室で予定してございます。

今後の日程は以上です。

日程第5 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

午後3時17分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員